

医療法人社団 豊寿会 介護老人保健施設 なつみの郷  
指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕事業  
運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団豊寿会が開設する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団 豊寿会 介護老人保健施設 なつみの郷
- (2) 所在地 千葉県船橋市夏見台4丁目24番1号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名（常勤兼務）

医師は、利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。

- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画〔介護予防訪問リハビリテーション計画〕に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜日から金曜日までとする。祝日（振替休日も含む）も営業するものとする。

ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除く。

2 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。なお、サービス提供時間は、午前9時から午後5時までとする。

（指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の内容）

第6条 事業所で行う指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防リハビリテーション〕は、計画的な医学管理を行っている主治医の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なりハビリテーションを提供する。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問日、提供したりハビリテーション内容等を診療録に記載する。

（利用料等の受領）

第7条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕を提供した際には、その利用者から利用料の一部（負担割合証に応じた額）として、当該指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に係る居宅介護サービス費用基準額（介護予防訪問リハビリテーションに関しては、介護予防サービス費用基準額）から、当該指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕事業者を支払われる居宅介護サービス費（介護予防訪問リハビリテーションに関しては、介護予防サービス費）の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に係る居宅介護サービス費用基準額（指定介護予防訪問リハビリテーションに関しては、介護予防サービス費用基準額）と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならないとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から片道1キロメートル毎に、50円とする。

4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者又はその家族に説明を行い、同意を得たものに限り徴収する。

5 前3項及び4項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

6 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、船橋市とする。

(衛生管理等)

第9条 理学療法士等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護訪問リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会の定期的な開催を行い、その結果に関して、従業員に周知徹底する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための従業員に対する研修を実施し、実施するための担当者を設置する。
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備をする。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置を講ずる。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第15条 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、従業員の資格向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 豊寿会が定めるものとする。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。